報　告　書

「障害基礎年金に関するアンケート調査」

もくじ

≪１．調査の趣旨≫ 2
≪２．調査人数及び対象者≫ 2
≪３．回答期間、回答方法≫ 2
≪４．アンケート回答の集計・分析≫ 3
基本情報の設問 3
設問１　年金受給有無（設問２、設問３、設問４へ分岐の設問） 5
設問２　現在、年金を受給できている方にお聞きします（初めての受給） 5
設問２（３）受給出来ている方の今までの更新について 6
設問２（４）不服申請と診断書等について 7
設問３　申請したが、現在、年金を受給出来ていない方にお聞きします 10
設問４　年金申請をしたことがない方にお聞きします 11
設問５　全員にお聞きします
（１）年金学習会のこと 11
（２）「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」 12
（３）申請時の日常生活能力の判定について 12
（４）診断書を書いてくれる医師のこと 12
（５）申請窓口（国民年金課等）の対応について 13
（６）その他ご意見あればご記入ください 14
≪５．考察≫ 16
≪おわりに≫ 18

（一社）全国手をつなぐ育成会連合会　権利擁護センター

２０２１年３月

「障害基礎年金に関するアンケート調査報告」

≪１．調査の趣旨　≫

障害基礎年金は、障害のある人にとって生活をするうえでなくてはならないものです。特に重い障害がある人たちは就労での収入は見込めず、年金に頼らざるをえません。ところが、知的障害のある人が理由もはっきりしないまま等級を切り下げられたり、支給を打ち切られたりといった声が全国各地から寄せられています。

２０１６（平成 28）年に等級判定ガイドラインと判定の一元化が導入されたことで、地域格差が生じにくくなったといわれます。他方で、令和元年度日本年金機構報告資料をみると、精神・知的では、新規裁定で年金支給決定率は 87%、そのうち１級は１３%です。そこで、実際の受給状況を詳しく調べその声を国に届けようと、全国手をつなぐ育成会連合会・権利擁護センターでは年金チームを立ち上げ、アンケートを実施することにいたしました。

受給の有無や等級が、障害支援区分や就労や収入額に関係があるのか、また更新についてもどのような人がどのくらいの頻度で行われているのかなどがクリアーになるのではないかと期待しています。

そしてこのアンケート結果は、全育連が国へ要望する際に反映し、障害の程度に関係なく年金が受給できて本人達の安定した生活が保障されること役立てたいと思います。また、今後、各地域での「年金勉強会」のモデルや「年金Ｑ＆Ａ」の作成に取り組む予定にしております。

全国の育成会の協力を得て、以下のように進めます。

― 記 ―

≪２．調査人数及び対象者≫

・正会員育成会ごと、お子さんの年代ごとに、10 人程度ずつ。計３０人。
【20 歳～29 歳＝１０人程】　【30 歳～39 歳＝１０人程】　【40 歳以上＝10 人程】

★【正会員育成会代表者及び事務局長さまへ　調査対象者についてのお願い】

アンケートについて趣旨をご理解いただき、各年代ごとに、以下のような様々な方々にアンケート用紙を配布し、できるだけご回答いただけるよう、ご配慮をお願いする次第です。（会員外可）

・障害支援区分の重い方から軽い方まで。　・就労系の方も生活介護系の方も。 ・スムーズに受給できた方、大変苦労した方、また、不服申請をされた方 ・更新を何度もされている方、永久固定となっている方

≪３．回答期間、回答方法≫

・２０２０年　１１月２４日（火）～１２月２８日（月）

・以下のいずれかでお願いいたします。

① メール　② FAX　③郵送　④グーグルフォーム入力

【個人情報と回答データの取り扱いについて】

個人情報と回答データの取り扱いと集計報告につきましては、細心の注意を払いますことをお約束いたします。

【報告方法について】

各正会員育成会さまには、報告書データをお送りいたします。

≪4．アンケート回答の集計・分析≫

★　回収率…68%（配布数 1,650 件、回収数 1,125 件）

基本情報の設問

基本（1）ご本人の居住している都道府県を教えてください。　　1,125 人の回答

★ほぼ全国から回答をいただきました。各正会員に 30 部づつ郵送しましたが、コロナで集まれない、豪雪等で交通状況が悪い、師走で忙しいなど、会員への依頼にはご苦労されたことと思います。ご協力に感謝申し上げます。

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県
15	12	44	26	13	16	16	22	28	9	36	54

東京都	神奈川県	山梨県	長野県	新潟県	富山県	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
27	49	9	20	17	24	17	0	15	25	46	22

滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県
18	25	38	60	25	1	21	19	27	30	17	11

香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	無回答
19	14	8	90	20	23	49	6	22	17	1	2

基本（2）ご本人の年齢を教えてください。

★回答は、どの年代からも頂きました。
20 歳代(36%)、
30 歳代(33%)、
40 歳以上(31%)

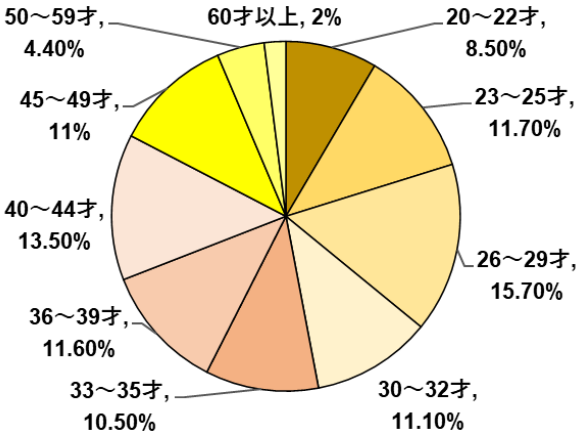

基本（3）①知的障害の手帳をお持ちの場合、各地で等級が異なるため、あなたの判断で最重度・重度・中度・軽度から選んで答えてください。　　（回答 1081 人）

★障害の状態…
重度・最重度で 68.2%　と
重い方が多い。
古いデータしかないのですが、
平成 17 年度の国の基礎調査では、障害の程度は、
「最重度」「重度」が 39.3 %、
「中度」「軽度」は　48.8 %　です（残りは不詳）
回答者の多くが育成会会員です。育成会は重度の方が多く加入されている団体だということがわかります。

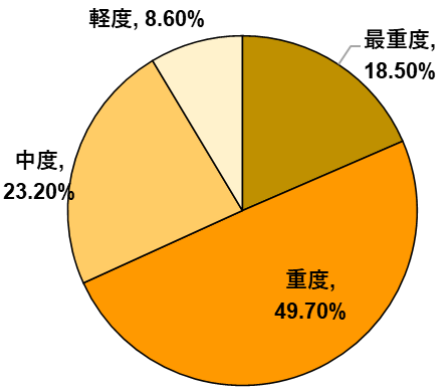

基本（３）②精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合、その級を教えてください。

★30 人の方しかお持ちでない。

その等級は、１級 20%　２級 67%　３級 13%　でした。

基本（３）③身体障害者手帳をお持ちの場合、その級を教えてください。

★回答者の１４%の 154 人の方がお持ちでした。

１級と２級と３級の方が、７５%いらした。

基本（４）障害支援区分を教えてください。

★どの区分の方もいらした。

区分６が１８%、

５が１８%、

４が２２%、と、

支援が手厚く必要な方が６割近くでした。

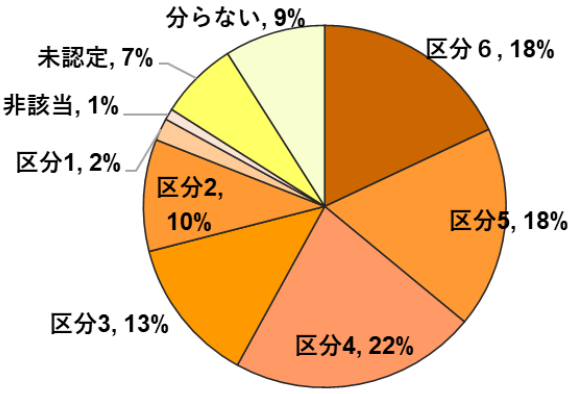

基本（５）就労又は作業所など日中活動のこと、就労系の場合の厚生年金のことについて、教えてください（主なところ）

選択肢；①障害者枠での企業就労（厚生年金加入有無）　②一般での企業就労（厚生年金加入有無）
③特例子会社（厚生年金加入有無）　④就労支援Ａ型（厚生年金加入有無）
⑤就労支援Ｂ型　⑥就労移行支援　⑦生活介護　⑧その他

★76%の方が、生活介護と就労支援Ｂ型でした。障害者枠就労で厚生年金受給の方も７%いましたが、育成会の特徴（重度の方の会員が多い）が出ました。

基本（６）給料や工賃について、あてはまるところにチェックしてください　（回答 995 人）

選択肢；①１０万円以上　②7～１０万円　③4～7万円　④1～4万円　⑤１万円以下

★給料・工賃は１万円以下が 58%、１～４万円が 24%と、超低収入が８割以上を占めました。その中で、10 万円以上の方が８%いましたが、「基本（５）で障害者枠・企業就労・厚生年金受給の方が７%いた」と近い数値であることから頷けます。

基本（７）生活の場所を教えてください。（回答 1111 人）

★家族と自宅が 75%、グループホームが 16%、
入所が 7%、１人暮らしはわずか 10 人（0.9%）。
その他回答も興味深いので、下記に記載した。
※右記では、40 代以上の方の住まいも、家族同居が多いことが分かります。

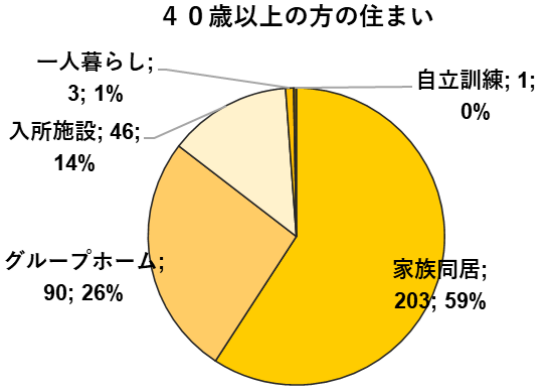

＜その他回答＞　・平日はショートステイ、休日は自宅　・サテライト
・シェアハウス　・月０から 12 日くらいシェアハウス　・デイセンター
・ヘルパー利用　・週のうち二日間は別棟でヘルパーと生活　・福祉ホーム

基本（8）生活費の出どころについて教えてください（複数回答可）

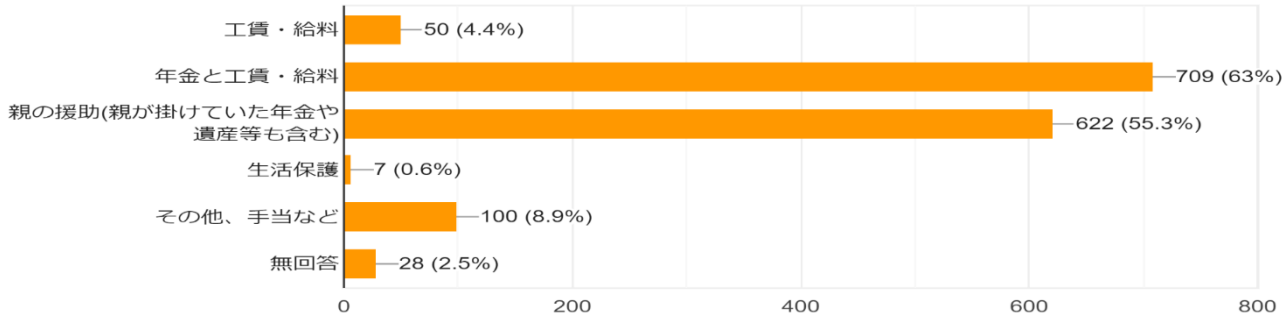

★年金と工賃・給料と答えた方が６３%。年金はなくて工賃・給料と答えた方が 4.4%。その他で「年金のみ」と答えた方は 4.4%。合計 72%となりますが、複数回答ですので、親の援助と答えた方が 55%、その他手当もと答えて方は９%います。つまり６割以上の方は、工賃・給料と年金合わせても、それだけでは暮らせないという様子がわかります。

設問１　年金受給有無で、設問２、設問３、設問４へそれぞれ進む（分岐の設問）

（1）**現在、障害基礎年金を受給している** ⇒　98% 1102 人の方がこの回答でした（**設問２へ**）

（2）**受給していたが更新時に不支給になった、または、申請したが一度も受給出来ていない**

⇒　1%、11 人の方がこの回答（**設問３へ**）

（3）**申請したことがない**　⇒　1%　12 人の方がこの回答（**設問４へ**）

★受給率がとても高いのは、アンケート対象が主に育成会会員のため、重度が多い・仲間同士の情報交換がある等が理由だと思われる。

設問２　現在、年金を受給できている方にお聞きします（初めての受給について）

（98%　1102 人が答える）

設問２（1）①　初めて受給したのは何歳でしたか。

★20 歳で受給出来た方が９０%。

しかし、40 歳以上で初めて受給された方も、1.2%（14 人）いらした。

設問２（1）②　初めて受給した時の年金等級を教えてください

★1 級が 55%、２級が 41%

★障害支援区分ごとに年金１級・２級の割合を調べてみました。

最重度の区分５・６の方でも２級が 13%（51 人）いる。

軽度の区分１・２の方でも、１級判定を受けた方が 28%（37 人）いらした。

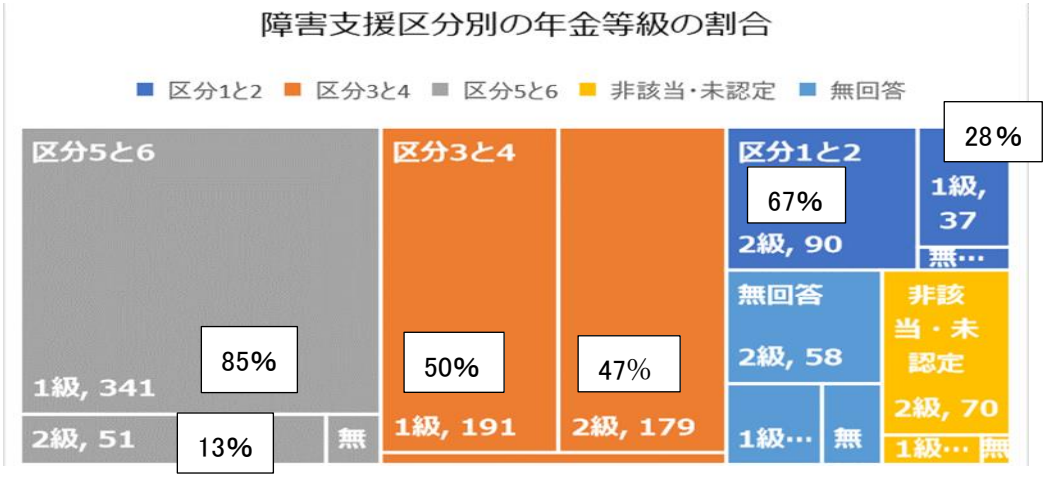

設問２（２）③初めて受給した時、更新年の記載がありましたか？

ア　更新あり＝〉　44.1％（486 人）の方が回答。**設問２（３）へ**

イ　更新年の記載なし（永久認定）＝〉

55.9％（616 人）の方が回答。　**設問２（４）へ**

★永久認定の方が、半数以上いらした。

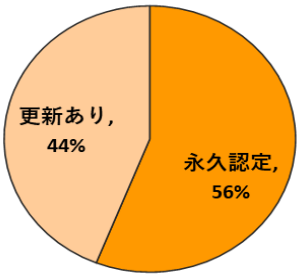

設問２（３）受給出来ている方の今までの更新についてお聞きします

（44.1％　486 人が答える）

設問２（３）①今までに更新手続きは何回しましたか？

回数を選んでください。（回答 431 人）

★更新がまだこれからの方が 25％

更新経験が 1～3 回ある方が 61％

４回以上更新した人が 14.2％（61 人）もいました。

（4 回以上更新の人数は、全体の回答者の５％にあたる）

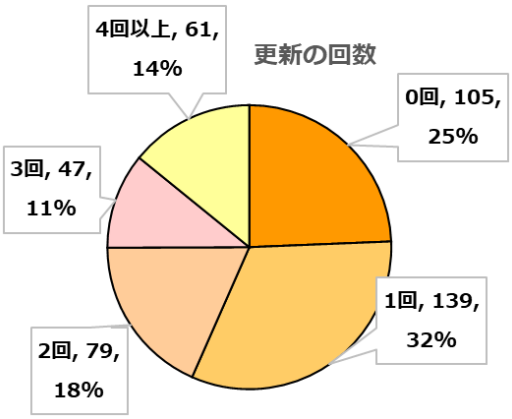

設問２（３）②今までの更新の際の、等級の変更について教えてください。

更新何回目	等級変更なし	1級→2級⤵	2級→不支給⤵	不支給→2級⤴	2級→1級⤴	回答無し
1回目	281	4	1	0	37	8
2回目	161	2	1	0	3	20
3回目	88	5	0	0	4	11
4回目	49	0	0	1	3	8

★更新では、等級の変更なしが全体で８４％。等級が上がった人が 7％。

わずかに１回目では、２級→１級に上がった人が 11％いました。

事例：**等級が下がり不支給になった経験のある方**

【26～29 歳　区分３　就労Ｂ型　グループホーム　1～4 万円　１回目の更新】

【45～49 歳　区分３　障害者枠で就労　家族同居　7～10 万円　２回目の更新で不支給になり、４回目で２級に戻った。まだ次も更新あり】

設問２（３）③　その変更は何歳のころでしたか？　（更新の数の複数回答）（回答 288 人）

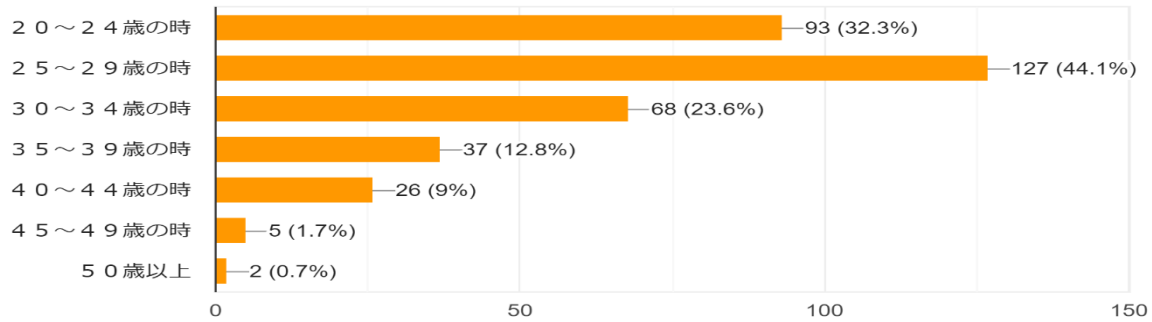

★40 歳以上になっても更新がある人が、11％（33 人）もいらした。

設問２（３）④最後の更新の結果についてお聞きします。等級と次回更新があるか否かを１つだけにチェックしてください。

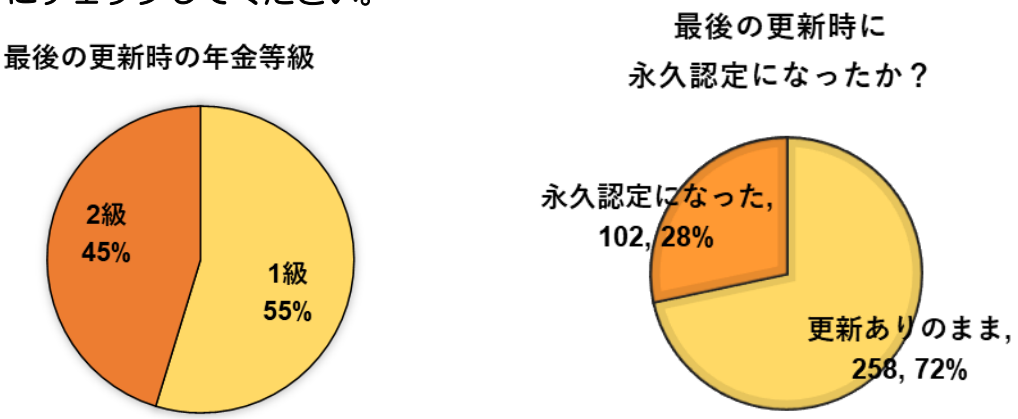

★最後の更新で、永久になれた人は 28%、まだ 72%の人が更新あり、のままでした。

設問２（４）不服申請と診断書について　　（1102 人が　答える）

設問２（４）ａ　不服申請をしてどうなりましたか？（複数回答可）　（回答 88 人）

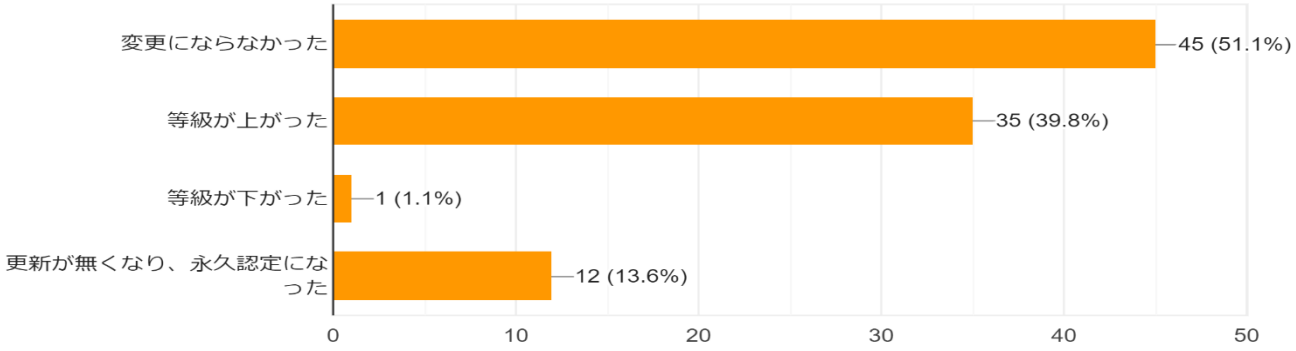

★不服申請をした方は、わずか８％（88 人）。
その中で変更にならなかった方は半数いらした。永久認定になった方は 12 人いらした。

設問２（４）ａで不服申請したと答えた方にお聞きします。
そうなった理由について思うことをお書きください。　　（回答 39 人）

★以下は、主な記述を抜粋

- 社労士さんにお願いしたこと。
- 一人暮らしを想定して細かく、できないことを書いたから。
- 一人で出来ることは何かをしっかり考えた。
- 子どもは出来ることと出来ないことの差が激しくそこをわかってもらった
- 病院を変わりその先生に診断書を書いてもらった。
- 医師の診断書。
- 難治性てんかんなのに、中程度知的障害と医師が書いたため変更されず。再度１年後に診断書を提出し、２級から１級になった。
- 療育手帳が重度になったため、申請し直した。
- 心身の機能が低下してきたため。
- 一時無職になったため。

設問２（４）ｂ不服申請をしなかった方は、その理由を教えてください　（回答 442 人）

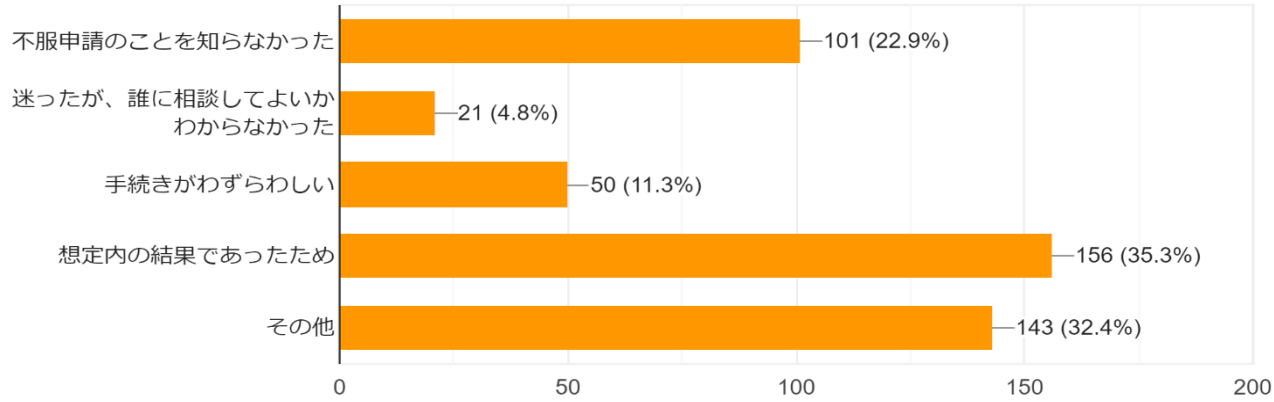

★不服申請のことを知らない方が 23%いらした。
「想定内だと思って不服申請しない」方も 35%と多い。その中で、区分４以上で生活介護・就労Ｂ型でも２級で永久認定の方が７人いらした。永久だと更新がないので、不服申請しないでそのままにしてしまう傾向がみえた。

設問２（４）ｂ不服申請をしなかった「その他の理由」があればお書きください。（回答 122 人）

★以下は、主な記述を抜粋

- 不服なし・必要なし・問題ない等　２７人
- 納得できたから　１８人
- 担当者に頼んだけど拒否された。
- １級なので。ただ、更新２年でした。先輩方はほぼ永久認定だと気付いたのは一年位過ぎた時でした。知的障害が良くなることはないので、更新、それも２年毎の更新には疑問を持っています。不服申請は認められる事が少ないとアドバイスを受けた。
- 最重度にもかかわらず、永久にならなかったことは驚きでしたが、初めての受給なので不服申請する意欲はありませんでした。更新がコロナ禍で延期となり 2021 年に初更新です。
- 社労士と相談したが、見送った。
- 年金事務所に電話して説明を聞いた。
- 申請した親がもういないのでわからない。
- 何度も取り直しをしようとしたが、市役所の窓口で用紙すら貰えなかった
- 勉強不足で申し立てがわから無かった
- 48 歳になってからの申請だったので
- 身体障害者手帳で申請したので更新はなかった。
- 就労支援Ａ型に勤務したとき、年金更新時に１級から２級になった。その後本人の体調が悪くなり生活介護の事業所に変わったが、年金の級は、そのままだった。福祉課の窓口に問い合わせたところ、障害が軽くなったのでとの返答だった。障害はずっと変化は無く、本人の努力で、社会に適応出来たことが、生活を苦しくしてしまった。更新の度に医師の診断書を付けていたが、全く考慮されていなかった。現在は腎臓の病気で通院中だが、年金は更新できない。子供の将来を思うと１級に戻してほしいと、願っている。

設問２（５）ａ．診断書を作成した医師について教えてください。

選択肢；①幼少の頃から継続して受診している　②しばらく期間が空いて受診した　③新たに探した

★診断書を作成した医師は①幼少時から受診していると③新しく探したがそれぞれ４割ほど。

設問２（５）ｂ．新たに探した場合、どのように探したか、教えてください。

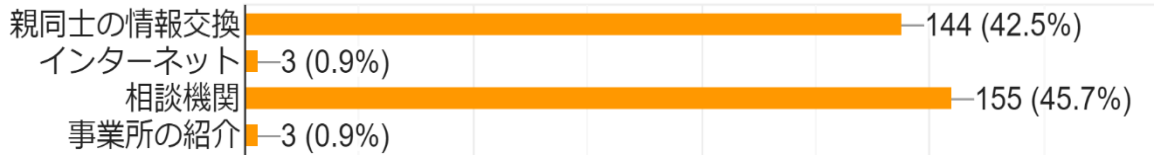

★「親同士の情報交換」と「相談機関で探した」との回答で 90%だった。

設問２（５）C.　ｂで探し方が「その他」と答えた方は、どういうことかお書きください。

（回答 87 人）

★以下は、主な記述を抜粋

- かかりつけ小児科医と相談した
- 高等部の時に精神科へ医療機関を変更した
- 学校の訪問医
- 事業所の紹介
- 社労士に相談した
- 役所の指定
- 精神科との指定があったので近くの病院に行ったが、初めて診る人の大事な書類は書けないと断られたので市民病院の精神科へ。その結果２級判定が出て納得できるものではなかった
- 事件をおこし　それを機に受診し　その医師により年金受給をすすめられた
- 18 歳の時認定を受けるため精神科を初めて受診した。継続してかかりたかったので児童精神科の Dr に変えてもらった。

設問２（６）診断書作成した医師の専門は？

選択肢；①精神科　　②内科　　③小児科　　④その他(　　)

★やはり精神科が多い。

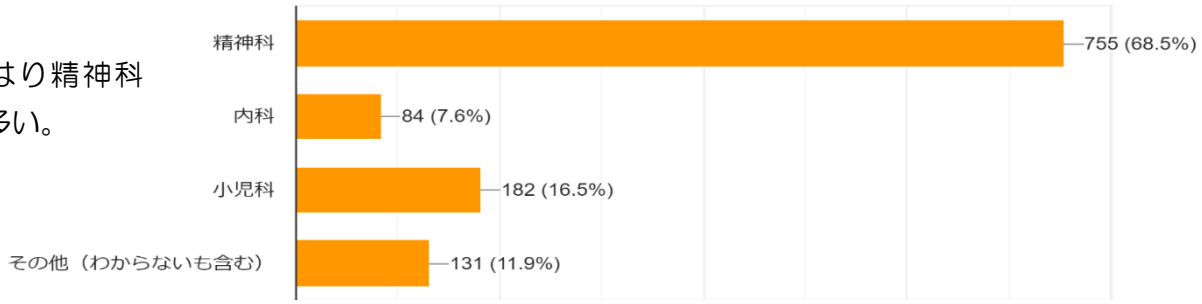

設問２（６）の医師の専門が「その他」の場合、お書きください

★小児神経科 13　神経内科 10　整形外科９　遺伝科３　外科３　脳神経小児科３　脳神経科３　リハビリ科３　脳外科２　眼科２　脳神経外科２　てんかん５　心療内科２　療育相談センター３

設問２（７）身近に相談相手や相談機関（例：相談支援専門員・育成会の仲間）がありますか？

★90%の人が、相談相手や相談機関があると回答。

相談支援専門員、育成会の仲間と書いた方が大変多かった。

相談支援専門員　育成会の仲間　事業所職員　相談支援センター　病院 就業・生活支援センター　社労士　GH の世話人　知的障害者相談員　役所の高齢障害課 職場の支援者　自閉症協会、地区の親の会　ケースワーカー　保佐人　保健福祉センター

※この後は、設問５へいきます。

設問３　申請したが、現在、年金を受給出来ていない方にお聞きします（ここの回答は 11 人のみ）

設問３（１）最初に申請したのは何歳の時でしたか？

★20 歳の時が９人、26～29 歳が１人、30～32 歳が１人

設問３（２）①年金を受給していたのは何歳から？　②何年間？　（回答４人のみ）

★20～24 歳から、10～14 年間、１級を受給
20～24 歳から受給
25～29 歳から、6～9 年間、２級を受給
30～34 歳から、10～14 年間、２級を受給

設問３（３）①年金が不支給（支給停止）とされたのは何歳のときでしたか？

★20 歳で不支給となった方（初めから受給出来なかった方）が、４人
30 代で不支給となった方が　２人
40 代で不支給となった方が　２人
わかないと答えた方が　　３人

設問３（３）②年金が不支給（支給停止）になったのは、【何度目の更新なのか】

★初めからの方が２人、２度目の更新の方は１人、残りの９人はわからないか無回答。

設問３（４）更新で年金をもらえなくなった時や、一度も受給出来ていないことで、不服申請をしましたか？

★11 人のうち、９人が不服申請をしなかった。
不服申請をした２人のうち、ひとりは変更にならず。もう一人は等級が下がったとの回答

設問３（４）ａで不服申請をしたと答えた方にお聞きします。結果がそうなった理由について思うことをお書きください。１人の回答のみ

★変更にならなかった理由として「主たる障害区分（右手足の麻痺）の関節の可動域が広がったと見なされた（数値のみの判定）」

設問３（４）b. 不服申請をしなかった方は、その理由をおしえてください。（複数回答可）

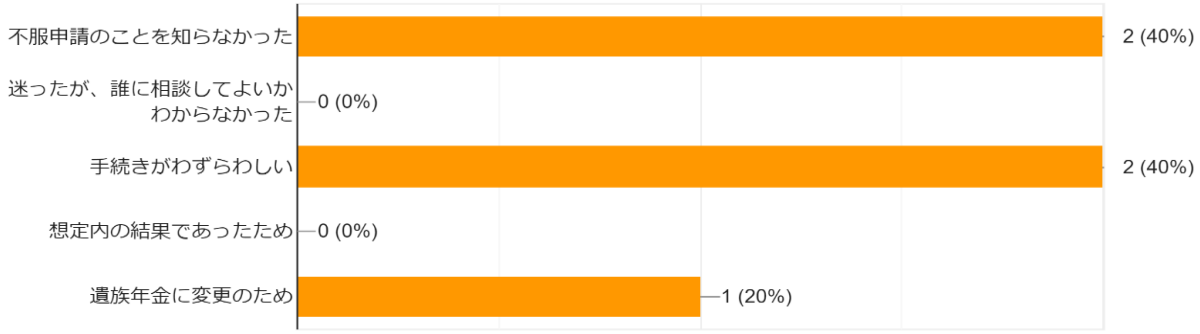

★不服申請をしなかった理由の「その他」の回答は、
「市役所に相談にいったが、①私立普通高校卒業②半日だが就労している③軽度…この３つで支給停止は仕方ないと言われたので不服申請しなかった。」

設問３（５） 診断書を作成した医師について

選択肢と回答数； ①幼少の頃から継続して受診している・・・３人
②しばらく期間が空いて受診した ・・・２人
③新たに探した ・・・５人

↓

③の新たに探したと答えた方はどのように医師を探しましたか

・親同士の情報交換 １人 ・インターネット ０人 ・相談機関 ３人
・その他 ２人→（主治医の紹介、相談員に区分認定の時と同じ医師がいいと言われた）

設問３（６）診断書作成した医師の専門は？

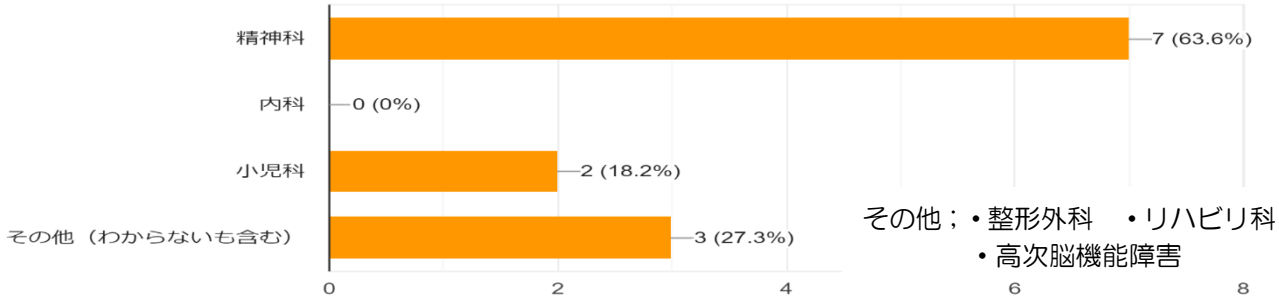

その他；・整形外科 ・リハビリ科
・高次脳機能障害

設問３（７）身近に相談相手や相談機関がいますか？ 具体的に教えてください。

★11 人中８人の方が、「いる」と回答。以下、具体的に書いている。

相談支援専門員 就労支援センター 育成会の仲間 親の会 保健師 保護者仲間

※この設問のあとは、設問５へ

設問４ 年金申請をしたことがない方にお聞きします（ここの回答は、１２ 人のみ）

設問４ 申請していない理由を教えてください （複数回答可）

選択肢と回答数：①障害基礎年金のことを知らなかった １人
②窓口に行ったが貰えないと言われた ２人
③就労しているから ５人
④障害が軽いから ４人
⑤その他の理由（すでに高齢。今申請中。コロナの影響で申請が、遅れてしまった。
保護者が診断書等を得るために医師の診断を受ける時間が取れないため。）

設問５ 全員にお聞きします（1125 人から回答をいただく）

設問５（１）あなたの地域で、年金学習会は実施されていますか？

★実施していると認識しているのは 36%の方でした。

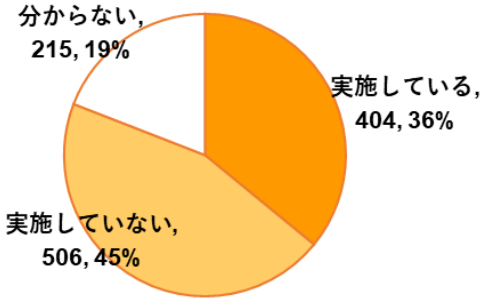

①実施している場合　どこが主催していますか

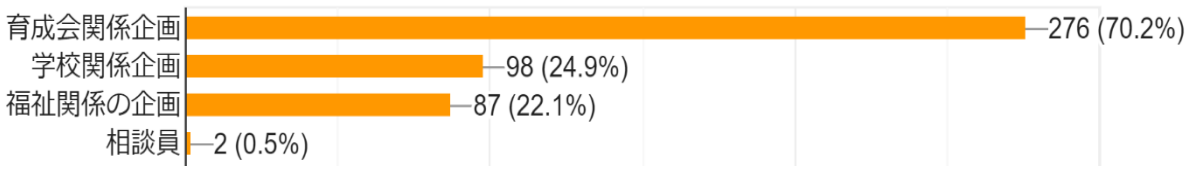

「その他」として以下の回答がありました。

基幹センター、療育のサークル等、自閉症協会、地区の親の会、発達障がい児者親の会
無年金障害者をなくす会の学習会、知的障害児者生活サポート協会、　社労士
サポートファイルの学習会、以前地区で実施した団体勉強会

②実施していない、わからないという方で、
もし実施されたら参加しますか

★参加するという回答が64%と多かった。

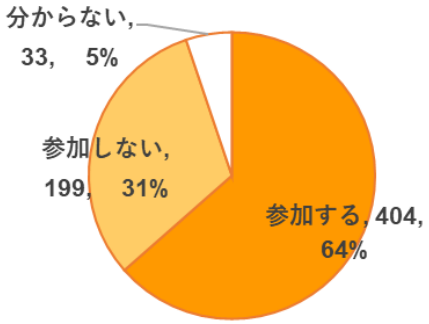

設問５（２）「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」があり、医師がそれに基づいて等級認定していることを知っていますか？（必須）

選択肢と回答の率；①知っている・申請時に知っていた　36%
②知らない・申請時に知らなかった　55%
無回答　9%

★ガイドラインのことを、知らない・知らなかった方が、半数以上いらっしゃる

設問 ５（３）申請時の日常生活能力の判定について、「単身で生活するとしたら可能かどうかで判断」で答えることを知っていますか？（必須）

選択肢と回答の率；①知っている・申請時に知っていた　42%
②知らない・申請時に知らなかった　50%
無回答　8%

★申請時の大事な視点「単身生活を想定する」ことを、知らない・知らなかった方が半数もいらした。

設問５（４）精神科のかかりつけ医又は診断書を書いてくれる医師のことで不安がある場合、どんな不安かお書きください。　（回答２９３人）

★以下は、主な記述を抜粋

- 医師が高齢になり、保護者も高齢になり、新しい病院を探すことに不安がある。
- 医師が高齢になって来ているので今後の不安
- かかりつけ医が変わるとき（定年や異動）、病院では担当医が次々と変わること
- 主治医がいつまで診てくれるか不安
- 本人のことをよく分かっていないのに、こちらからの簡単な情報だけで診断書作成している。本当の状況を反映してもらえないのではないかという不安。

・あまり病気をしなかったので近所のかかりつけ（内科）に予防接種に年に１から２回しか行ってない。患者が多いので頼みづらい
・知的障害では有るが健康面に問題が無く、言葉の教室に通う程度で病院のかかりつけはありませんでしたので、どのように判断されるかが心配でした。
・病気を理解することが出来ても　知的障害について理解してもらうことが難しいと感じる
・単身で生活できるかどうかの判断も医師によって判断の幅が違ってくるだろうと思うし、国民年金課職員の判断も良くわからない。(ガイドラインがわからないので不安です)
・医者の判断次第で１級か２級が決定する。不公平な時もあるので不満である
・診断書のために受診の際　開口一番書くのはいいけど貰えないと思いますよ、と言われる経験をした。
・自分の子供のことを書面で作成しかかりつけ医に示しておく
・本人の日常の様子を知る人が説明することが大切だと思います。見た目だけでは伝わらないこともあると思うのです
・先生自身もいつ自分に何があるか分からないから診断書はコピーを取っておいてねとおっしゃいます

設問５（５）申請窓口（国民年金課等）の対応について、お答えください。 (複数回答可)

選択肢と回答の率；①とても親切(例:30 分以上。判断基準やガイドラインの説明等) **13．4%**
②普通 (例:手続き・書き方の簡単な説明など) **67．5%**
③不親切 (例:用紙をくれただけ) **6．5%**
④不適切 (例:あなたは対象外と申請用紙をもらえなかった) **1．1%**
無回答 **12．4%**

申請窓口（国民年金課等）の対応について、ご意見ありましたらお書きください

(回答１９８ 人)

★以下は、主な記述を抜粋
・障害基礎年金の窓口の方には、障害への理解ももっと必要だと思います。
・障害年金に詳しい人が少なく　年金機構に何度も電話でやり取りした
・申請の必要な方が来られる訳ですから、わかりやすい説明と情報提供をお願いしたいです。
・窓口の人によって対応が様々だと感じた。息子の時は、結構丁寧に書き方のアドバイスをもらったが、その後人が変わると対応が違うと大いに感じた。
・何回も申請書類をもらいに行ったが「年金はもらえませんよ」と用紙をもらえなかった。育成会相談員の口添えがあって、やっともらえた。
・不服申請のことを教えて欲しい。
・某市の年金事務所で不服申し立ての用紙をもらい、その次はどうすれば良いのかと尋ねると、わからないとの返答でした。状況を調べてもらえませんでした。
・居住地の市役所に行ったが対象ではないといわれ、そのままにしていました。その後息子より軽度の　方が年金をもらっていることを知り、市役所ではなく年金事務所へ行き、手続きをしました
・年金事務所の説明が担当者によってまちまちで不安があった
・20 歳になったら年金加入すると思い手続きし、後日障害者とわかり加入を中止。窓口でその人の情報を知って対応してくれると良い。
・ガイドラインの説明は無かったと思うが、病歴・就労状況等申立書の書き方などをとても詳しく教

えてくれて、安心して申請できた
- かんたんな説明であっても質問などにも丁寧に答えてくださりとても助かりました
- とても丁寧に優しく対応してもらった　アドバイスなどもあった
- こちらで書いたものをさらに詳しく補足して申請のアドバイスをして下さいました
- 前もって育成会の先輩や先生に教えてもらっていたので良かった
- 診断書に付ける親が記入する生育歴の書き方は、親主催の講習会がとても役に立ちました
- 市育成会として新しく２０歳を迎える人（会員）に対して手続き、注意点について詳しい手引書（案内）を出している。特別支援学校でも卒業生に対し勉強会等を行っている
- 申請窓口に行った時、地区の育成会の相談員の方がついて行ってくれたのでとても安心だった
- 時代と共に制度等少しずつ変わる、親も勉強が必要、役所と育成会の連携で研修会もあったらいい
- どのような判定か前が知りたい、確かな基準があるのでしょうか？

設問５（６）その他ご意見あればご記入ください　（回答３１８ 人）

★以下は、主な記述を抜粋

【更新のこと】（更新をなくして欲しいという記述は多数あった）
- ３年毎、５年毎等、定期的に年金受給の更新を必要とされると、親が高齢になり本人を病院に連れて行くことが大変になってくる。 乳児の頃から障害があって、20 年以上経っているのに良くなる事は無いと思う。更新の制度は無くして欲しい。
- 親が元気なうちは子どもの状態について詳しく説明できるが、親なきあとは更新の手続きすら出来ず、年金が途切れてしまうのではないか不安です。ぜひ改善をお願いします。
- 親なき後の更新申請は簡易にしてほしい。あるいは、知能的には大きく変わることがないと思うので更新を無しにしてほしい。

【ガイドライン、判定基準など】
- 知的障害に係る等級判定ガイドラインがあればよいと思う
- 全国どこにすんでいても公平な裁定が受けられるようなシステムを構築してください。
- 日常生活能力について、単身で生活するとしたら可能か？の判断について知らない方が多いと思います。そこをどう伝えていくか？が課題のように思えます
- 育成会やほかの親の会にも入ってなかった親は年金について知る機会がほどんどありません。
  会に入っていなくても障害児者にかかわる制度など行政として周知すべきだと思います。

【医師、診断書のこと】
- 年金申請の診断書を多く扱っている病院のため、抜かりなく確実に対応してもらえたのもよかった
- 年金の請求にあたっては、診断書を書く医師の裁量によるところが大きく、たとえガイドラインや判定基準があってもやはり医師の判断が大きく関わってくると思います。

【年金額について】
- 軽度でも社会生活が難しい、２級年金では自立することもできない。住居支援があってもグループホームの利用料が払えない。人間らしい生き方ができるように年金額を上げてほしい。
- 親なきあとの生活はとても不安です。年金額の見直しが必要なときが来るのではないでしょうか？
- 日給月給なので仕事がある場合と少ない場合では差が出る、年金がどちらか一本だけだと生活に不安がある。基礎年金プラス厚生年金の両方あればいいなと思う。年金額も少ないと思う

【年金の学習会　育成会の存在など】
- 障害基礎年金に関して知らないので年金学習会を実施して欲しい
- 息子が年金申請をした頃は、育成会でも勉強会はなかった。育成会の先輩の助言があり、助かった。

・20 才の申請時、手続きに失敗して年金はもう、もらえないものと諦めていたが、今年３月、育成会の相談日に今後のことを相談に行き、初めて年金の必要性を聞いた。それから年金の手続きをし始めたが年金課の対応や病院診察…いろいろ時間がかかってやっともらえた年金。もう諦めてたから本当に嬉しい。もっと早く育成会を知っていたら…と思う。育成会の出会いに感謝します。
・年金学習会を受けていないと申請の内容が違ってくる、学習会は必須。我が子が障害者年金をもらえる立場だということを知らない保護者も多い
・年金学習会について学校企画で施設で詳しい人と年金課の来てくれた。他地区では、育成会で学習会を企画したところがあるでしょうか？うちでもやれそうならやってみたいです

【本人の記録について】

・20 歳になって申請書を書くと、特に子どもの頃の大変さを忘れて書けないことがある。サポートファイルなどに相談記録をこまめにメモしておくと良いことを、若い保護者に早めに知らせて準備する必要がある。
・育成会としてまず受診し生育歴を記録しておく「各地のサポートファイル等」の普及につとめる。

【その他　体験談・ご意見】

・年金の受給と手帳の所持との関係について疑問、関連性があるのかわからない
・20 歳の申請時療育手帳 A1 最重度だったのにも関わらず２級になり不服申し立て再審請求したが棄却された。自閉で単身での生活は不可能といったが厚生労働省は文書のみの判断なので、しかも療育手帳の等級が A1 であっても１級にあげる理由にはならないとのことでした
・一人で事業所に行き、コンビニ等で買い物できるので２級だと思っていますが、工賃は一万円程度なので１級になればいいなと思います
・手続きまでの数ヶ月が大変でしたが（終わるまでが精神的にとてもしんどかったです）育成相談支援センターの方がとても丁寧にわかりやすく教えて下さり安心でしたし助かりました。小さいことからの記録もあったのでそれもよかったと思います。親の会でも話題になり注意点などを聞いていたので助けにもなりました
・単身で生活するとして可能かどうかという考えをしっかり持って行うべき。出来るようになったなと親心が出てしまい一回目失敗しました。
・親戚の会社に就労しているが、代が代わり待遇もかわってきた。体力的にも限界を感じている。親は高齢で遠くの姉の所にいってしまった。年金のことは全くわからないし、会社が厚生年金をかけてくれているのかも知らない。将来が心配です。
・去年、障害基礎年金を初めて申請、育成会の講習会で学んだことを生かし、重度の我が子が１人で生活した場合を想定して申立書を作成しましたが、出た判定は２級でした。とてもショックでした。３ヶ月くらいがすぎ、相談支援員さんに娘が２級だったことを伝えると非常にびっくりされ、娘さんは１級相当だから不服申し立てされた方がいいと言われ、地方厚生局に問い合わせました。その時に、なぜ娘が２級だったのか理由を教えてくださいました。「B 型作業所で軽作業をしているから。」との事でした。「えっ、それだけ？」と驚きました。ちなみに、医師の診断書には「労働能力は無い」と書かれていますので、この理由で２級というのは矛盾しています。そして、何とか不服申請を提出しましたが、「3 ヶ月を超えているので申し立てを却下する。」でした。次の手段として、額改定申請をすることにしましたが、結果は 2.3 ヶ月先との事でまだわかりません。長々と経緯を書きましたが、私の希望は、「等級の判定の公平性と、その判定基準がわかりにくいのでわかりやすくしてほしい」ということ。そのためには、親の書く申立書、医師の診断書だけではなく、客観的立場で子どもの暮らしの様々な状況についてわかっている方の意見書も加えて欲しいと思います。このような、アンケートに答える機会を作ってくださりありがとうございました。

≪5．考察≫

① 基本情報より

家族同居が約８割、重度判定が約７割、給料・工賃は１万円以下が約６割、グループホーム利用は全体の 16%で、ひとり暮らしはわずか 10 人という結果からみると、多くの家庭は障害の重い子どもと一緒に暮らし、親が金銭面や身の回りの事を手助けしながら生活をしている様子が読み取れます。グループホーム数は増えているといわれますが、障害の重い人たちのグループホームは不足し生活の場の確保が喫緊の課題です。

② 障害基礎年金受給と更新について

下記のグラフは、日本年金機構における令和元年度障害基礎年金決定の新規支給決定診断書種類別(表 1)、新規支給決定等級別(表 2)、再認定診断種別(表 3)割合ですが、知的と精神が合わさった数や割合ということを念頭に置き、参考にしたいと思います。

表１より支給決定 64,483 件の診断書種別では、精神・知的障害が 75.1%で４分の３を占め、内部障害 7.2%、外部障害 17.7%、表２より決定等級 73,218 件のうち、２級決定が 68%と約７割、１級 17%、申請したが受給に至らない非該当は 15%でした。また、表３の更新に係る再認定 162,780 件のうち精神・知的 80%、内部障害 5%、外部障害 15%となっています。

育成会のアンケートからは、現在 98%の方が年金を受給し、そのうち半数以上が１級年金という回答があり、年金機構の全国調査の【2 級年金 68%(表 1)、非該当 15%(表 2)】と比べると、①の障害の重い子どもと一緒に暮らしという結果とも呼応します。

他方、障害支援区分と年金等級を比べると区分５・６では１級 85%・２級 13%、区分３・４では１級と２級が約半数ずつ、区分１・２では１級 28%・２級 67%と年金等級と障害支援区分が比例していないケースがあることも分かりました。（P５参照）

また、更新経験ありと回答した方は約６割、そのうち４回以上更新が 14%いました。また 40 歳を過ぎても更新ありが１割強あり、複数回に及ぶ更新は本人・親とも負担が大きく更に「親なき後は誰が手続きをやるのか」という心配もあり、「障害は治らないのに更新があるのはおかしい」「いつまで更新があるのか」という意見も多くありました。

受給していたが支給停止になった、申請をしたことがないが少数ですがそれぞれ 1%ずつあり、就労や障害の軽度を理由に挙げています。

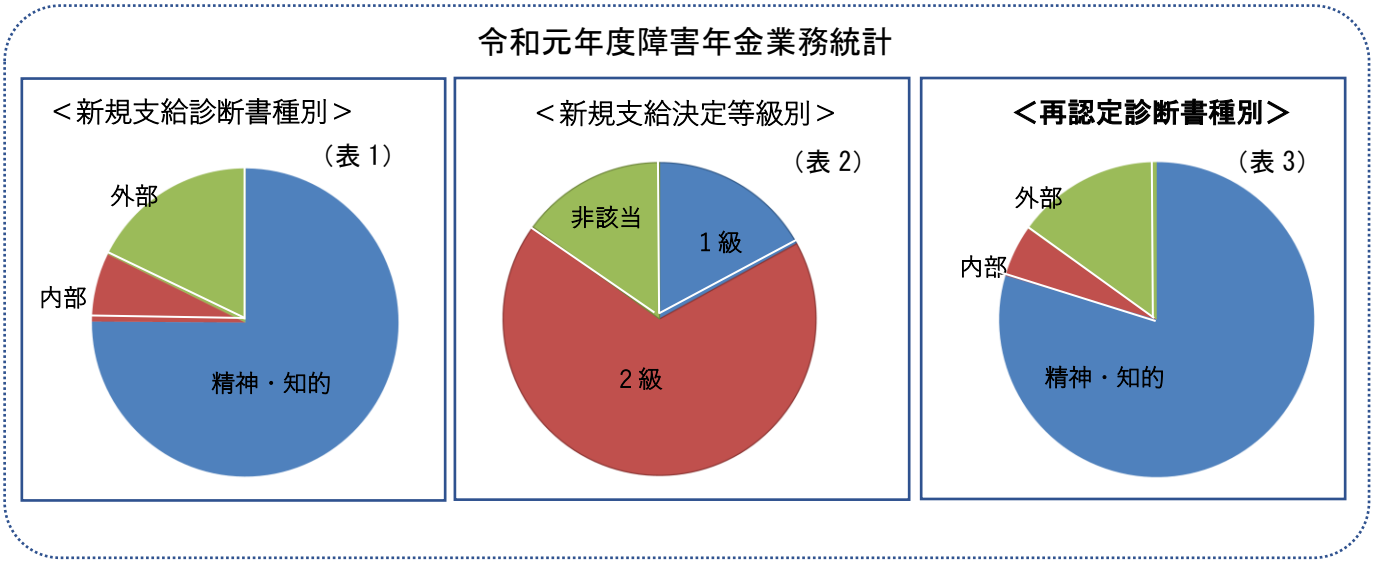

③ 窓口の対応

申請時の窓口対応では、親切・普通と合わせて約８割が適正な対応でしたが、「障害年金に詳しい人がいない」、また「申請書類すら出してもらえない」など不親切・不適切な対応もあり、受給の有無や判定結果につながる大切な業務であることを踏まえ丁寧な対応と障害年金についての専門性を求めます。

④ 不服申請と診断書について

等級結果について不服申請をしたものの約５割の方は変更になりませんでしたが、４割の方の等級が上がり、理由として「一人暮らしを想定して書いた」「病院を変えた」「社労士さんに相談した」等を挙げています。また、不服申請をしなかった理由は、「想定内の結果」が一番多く、他には「不服申請のことを知らなかった」等の回答がありました。

診断書を作成した医師については、かかりつけの医師がいない方も多く、新たに探した方は４割で、どのように探したかについては、親同士の情報交換と相談機関がそれぞれ４割ずつでした。

医師に対しては、医師の高齢化や本人のことをどこまで理解して診断書を作成しているかが大きな不安材料になっています。

⑤ 年金学習会及び精神の障害に係る等級ガイドラインについて

地域での年金学習会を実施していない、ガイドラインについては申請時に知らなかった方がそれぞれ約５割ずつでした。また６割強の方は年金学習会があれば参加したいと回答しました。

⑥ まとめ

上記アンケート結果を鑑み、政策センターと連携し国への要望として生活の場の確保や安定的な収入に向け

（１）重度の人が利用できるグループホームの整備

（２）診断書を精神障害の一類型ではなく「知的障害」という状態変動のない障害であることを明確にして、視覚障害、聴覚障害や肢体不自由などと同じ判定基準へ改める

（３）判定基準の審査の実態と基準を明確に示すこと

以上３点を上げたいと思います。

また、申請時に障害基礎年金の基本的な知識があれば判定結果が変わる可能性があり、障害年金について正しく理解し子どもの将来に備える年金学習会は必須要件であると痛感し、全国手をつなぐ育成会連合会としては

（１）正会員育成会単位での障害基礎年金学習会の実施モデルの作成

（２）全国版年金Ｑ＆Ａパンフレット作成

の２点を次年度に取り組み、更に不服申請時や年金取得時の「年金相談窓口」については、各地でどのように実施できるのか検討していく予定です。

（考察　：　障害基礎年金チームリーダー　井上三枝子）

≪おわりに≫

今回のアンケートは、回答者の年齢バランスを考え、受給に苦労された方や判定結果に納得がいかなかった方を含めた結果、様々な年代から、生の声が届きました。障害基礎年金関係のこと以外にも、暮らしの様子なども見えて、貴重な資料となり、これからの育成会活動の指針を得ました。

また、困ったときの相談相手に育成会会員と回答した方も多く、全国各地、世代は違っても育成会という組織のつながりの素晴らしさや絆の強さを、より一層感じ嬉しく思いました。

全国各地の育成会のみなさま、年末のお忙しい中、ご協力、誠にありがとうございました。

（※今回は、コロナ禍で市区町村育成会やお知り合いへの協力のお願いがスムーズにいかない中、調査期間が短くて回答が間に合わなかったところもあったかと思います。反省点といたします。）

＜実施機関＞

（一社）全国手をつなぐ育成会連合会　権利擁護センター

運営委員

長江　睦子（北海道ブロック）
藤森　健吾（東北ブロック）
高野　淑恵（関東甲信越ブロック）
大橋　和史（東海北陸ブロック）
井上三枝子（近畿ブロック）
武田　信子（中国・四国ブロック）
十島　真理（九州ブロック）
関哉　直人（専門委員）
曽根　直樹（専門委員）

運営委員長

村山　園　（千葉県手をつなぐ育成会）

担当副会長

小島　幸子（栃木県手をつなぐ育成会）
大谷　喜博（鳥取県手をつなぐ育成会）

２０２１年３月１０日現在（順不同　敬称略）